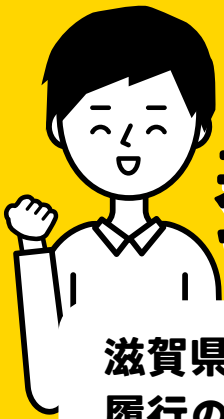


滋賀県の町にお住まいのひとり親の方



# 養育費履行確保等事業

滋賀県では養育費の受け取りを支援するため、養育費の取決めや履行の確保のためにかかった経費を補助しています。

それぞれ申請期限があります。また所得制限があります。  
市にお住まいの方は、お住まいの市役所にお問い合わせ下さい。

## 公正証書等の作成

養育費の取決めについて公正証書等を作成したときの手数料等を補助します。

補助上限額：30,000円

## 養育費保証契約締結

保証会社と養育費保証契約を締結したときの初回保証料を補助します。

補助上限額：50,000円

## 養育費請求調停申立

離婚後に養育費の取決めのために調停の申立を弁護士に依頼したときの費用（着手金に限る）等を補助します。

補助上限額：50,000円

## 養育費強制執行申立

未払いの養育費について強制執行の申立を弁護士に依頼したときの費用（着手金に限る）等を補助します。

補助上限額：50,000円

## 申請・問い合わせ

日野町・竜王町にお住まいの方

☎0748-22-1300 東近江健康福祉事務所

愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町にお住まいの方

☎0749-21-0281 湖東健康福祉事務所

## 様式・詳細

滋賀県ホームページ

